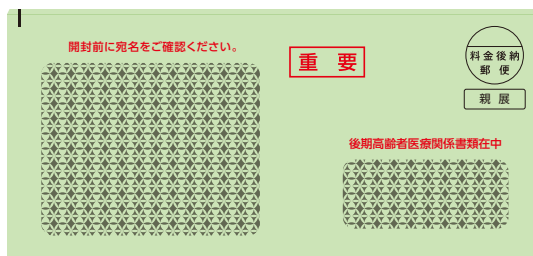


後期高齢者医療 対象の皆さんへ

1 後期高齢者医療資格確認書を7月中旬に郵送します



薄緑色の封筒で送ります

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住所 氏名 生年月日 性別
資格取得年月日	
負担割合 発効期日	
限度区分 発効期日	
長期入院該当日	
特定疾病区分 発効期日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	群馬県後期高齢者医療広域連合 見本

茶色の資格確認書です

75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいがある人には、8月1日から使える資格確認書を7月中旬に郵送します。

現在有効の「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「限度額適用認定証」をお持ちで、令和7年度も引き続き対象になる人には、限度区分を資格確認書に併記していますのでご確認ください。

問い合わせ＝医療保険課医療助成係（☎44 - 8267）

2 後期高齢者医療保険料額決定通知書を郵送します

●普通徴収の人 (保険料が年金から差し引かれない人)

7月中旬に保険料額決定通知書を封筒で郵送します。納付書を同封しますので、納期限までに納めてください。



水色の封筒で送ります

●特別徴収の人 (保険料が年金から差し引かれる人)

7月下旬に特別徴収額の決定通知書をはがきで郵送します。



●保険料率と限度額

保険料率と限度額は下表のとおりです。

所得割率	10.07%
均等割額	49,100 円
限度額（最高額）	800,000 円

●納付は便利な口座振替を

口座振替は、納め忘れの心配や、納期ごとに納めに行く必要がなくなるなど、便利で確実な納付方法です。

希望する人は、預金通帳、届け出印、納入通知書を持って、直接金融機関で手続きをしてください。また、特別徴収から口座振替に変更する場合は、金融機関で手続きを済ませたうえで、「口座振替依頼書」の本人控えを持って、医療保険課（市役所1階）または新里・黒保根支所市民生活課にお越しください。

問い合わせ＝医療保険課保険税係（☎44 - 8266）